

明らかになった段階で、多分お国の方ではそれに必要な予算的措置をお考えになられると
いうことだと思います。

赤川委員、何かございますか。

○赤川委員 先ほど出ておりました危機管理の問題ですが、私は東京都でやっているときから思っていたのですが、日本の水道界は非常に人の良心に頼ってきたというのが現実にあったわけですね。よく笑い話に出るぐらいなんですが、日本の水道界の人がロシアか何かの浄水場を見学に行って写真を撮ろうとしたら、銃を突きつけられたというぐらい厳しさが違うというのがあったんです。ところが、例のサリン事件以来、例えば、あのときは東京都の場合でも 24 時間体制で浄水場を見回ったりしたんです。最近、例えば一例ですけれども、浄水場の原水、ろ過池のふたが開いたままなんですよね。そういうものも仮に誰が入ってくるかわからない。ところが、一方では、地元の議員だとか含めて開放しろという意見があるわけです。そういう住民との接点があるんですけども、東京都のような大きな浄水場でも、今年からふたがけをして、少なくとも水道水をしっかりと守ろうと考えております。それは相当のお金が掛かるんですが、せっかくするんだから、そこに太陽光発電でもして、少しでも省エネにしようとかいろいろ検討しております。全体として、やはり水道界においても、危機管理体制をどうするかというのが徐々に進みつつあります。確かに、今まで日本というのは浄水場の見学会とか子どもが大勢来たりするんですね。それを急に排除するわけにはいかないんですけども、それはそれとして残しながら危機管理というか、きれいな飲める水をどう守るかというのが進みつつあります。

それから、もう一つは、先ほどから出ていますように、大きいところというのは下流の方ですけれども、そういうところというのは大体大都市が多いんですが、そういうところは確かに水質の職員もたくさんおりまして、それこそ検査を毎日やっておりますし、きちんとやりますが、確かに中小のところというのは人員の確保自身が難しいという点がございます。水道協会としては、特に中小の人たちの意見を今いろいろ会議を開きながら頻繁に聞いております。日本水道協会への問い合わせというのも、やはり中小が一番多いんです。その辺の、特に今回の水道法改正に伴う第三者委託の問題で一番それが出ておりますので、厚生労働省といろいろ一緒になって第三者委託の問題、この前暫定案を出したけれども、特に中小の水質管理の問題をどう受け止めていくかというのが、我々にとっても大きな課題ですので、できる限り皆さんのお知恵を拝借しながら、我々としても御指導できる点はやっていきたいと考えております。

○眞柄部会長 相澤委員、何かございますか。

○相澤委員 私は余り詳しくないのであれなんですが、ビルなどで貯水槽がありますね。あそこから出た給水、その水質の基準と水道事業者から供給される水の水質基準というのは、やはり同じようにやるべきなのかということをちょっと疑問に思いました。

○眞柄部会長 それは、事務局からお答えいただけますか。

○岸部水道水質管理官 簡易専用水道は大体ビルの受水槽のイメージなんですけれども、今の法律上の仕組みとしては、簡易専用水道に該当する場合、水道局は受水槽に入る水について水質基準に適合するように責任を持つということになります。あと、受水槽の管理については、設置者がしかるべき清掃するとかあるいは定期的に検査を受けるとか、そのような措置を講ずるということになっております。一応そういう形のシステムになっております。

○相澤委員 水質基準としては同じですか。

○岸部水道水質管理官 水質基準としては、一応、水道局から出る水ですから、受水槽に入る前のところで水質基準は適用されることになろうと思います。当然、そのまま受水槽が完全にきれいに措置されている場合には、そこからの水というのは水道局から来たとおりの適切な水が蛇口から出るというような想定です。

ただ、問題は、そういう受水槽の管理がしっかりとしていないと、そこで藻類が繁殖したり当然いろいろ問題を生じるということになります。

○矢口委員 今ここで議論されているのはほとんどが原水の問題で、今、御質問の末端での水質検査、管理をどうするんだという問題が他方でございます。ビル管法では、常に水道法何条によりという字句なんですよ。ですから、この水道法の関係でもう少しその辺を明解に議論しなければ、ビル管法はビル管法でございます。その原点は、やはり水道法ですので、原水も重要ですけれども、やはり末端での水の水質管理をいかに図るべきであるかというところを議論する必要があると思います。

○眞柄部会長 ありがとうございます。

では、佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員 ありがとうございます。皆さん専門家ということですが、私は全く水質の問題については専門家ではありません。経営学をやっております。そういうことをやっているということを知りながら、こここのメンバーに入れていただいたということは、恐らくちょっと立場が変わったというか、皆さんとは違った立場からものを言えということではないかと思うんです。前回、私はちょっと所用がありまして出られませんで、今日初めて参りました。資料3から幾つか申し上げたいことがあります。全く今までの議論と違うこ

とかもわかりません。

まず感じるのは、全体として要するに今の規制緩和とか自由化という1つの大きな流れがある。その流れの中で、一方では、料金規制とかあるいは参入規制とか、いわゆる経済的規制と言われるものについては、規制緩和なり自由化というものが1つの大きなグローバルな流れとしてある。しかし、他方において安全とか安心、いわゆる社会的規制についてはその反対で、どちらかというとより厳しくいこうというのが1つの流れだろうと思います。それが、この資料3の中に両方表れているというふうに私は理解します。

どういうことかというと、一方、水質の基準なりあるいは検査というようなものを見直すと言っていますが、流れとしてはやはり水質の基準はいろいろ理由があって厳しくなつてきてていると思うんです。それについては、この資料3に書かれていることが主なことであろうと思いますが、そのことに関連して私が思うのは、全国に特に中小の水道事業を営んでいるものがあつて、こういうような非常に厳しい水質基準がつくられて検査しなければいけない、そういう体制を言われたときに、やはり財政的に非常に困難だということがあると思うんです。これは、いろいろ料金問題等々で目の当たりにしているんですが、そのときに、先ほど国の役割とか地方自治体の役割というのがありましたけれども、いろいろ指針をつくったり監視をしたりというのも勿論そうなんですが、やはり財政の問題、これはそういういろいろな理由によって、ある意味では水道事業者あるいは直接の水道のベネフィットを受けている住民とかそういうものに直接の原因ではないようないろいろな要因が絡んで、水質基準がより厳しくなることがあると思うんです。そうすると、やはりお金の問題はどうなんだろうかという、つまり国あるいは地方自治体が、水道事業者に対して何らかのお金の支援というようなことが裏にあってもいいのではないかとちょっとと思うんです。これを全部今までの独立採算という地方公営企業法の枠の中でやるのかどうかということが1つ。

もう一つは、それだけ負担が増えるのであれば、その負担をいかに減らすかという問題があると思います。そのときに、水質基準が厳しくなってくることによって生ずる費用の増加分は、どういう要因で起こるのかというと、これは分析してみないとわからないと思いますが、恐らくイニシャルコストというか、公的部品というか、それの方が大きいのではないか。つまり、ルーチンな運営にかかるコストよりも、イニシャルコストの方が大きいのではないかと思います。もし、そうだとすると、ここでいろいろ地域差によって水質検査を省略したり、あるいは頻度をどうのこうのと書いていますが、もし、固定費部分のイニシャルコストの増分がより大きいとすると、そういうことをやっても余りきかな

いのではないかと。いわゆる費用増を減らすということには寄与しないのではないかというふうに思うんです。むしろそれよりも、委託化とかあるいは共同で検査をするとか、そういうシステムを政策的に誘導するような知恵あるいは工夫というようなものが必要になるのではないかということが、水質基準の見直しに伴う費用増、それに対してどう対応すべきかという問題について思いました。

それから、松井さんがおっしゃった農薬の問題は、私もほとんど同感です。しかし、その問題は、ここでは解決できないのではないかと思うんです。どうしてかと言うと、冒頭で、この問題は要するに給水栓から出てくる水ということですから、そのところの水質だと言っているわけですね。しかし、本当はもっとさかのぼっていって原水あるいは工程管理全体でもいいですけれども、その水質がどうあるべきかということをやはり探っていかなければいけないので、そうすると、農薬の使用とか本当はその辺から規制を厳しくしないと、末端のところでいろいろ考えても余り効果は期待できない。あるいはコストがより増えるよというのも問題になるかと思いますが、しかし、その問題を水質管理専門委員会の中でお願いするのは気の毒だというふうに思います。むしろ、残された宿題みたいなところで、もっと広い省庁間の話し合いということが必要だというような、残された課題というか宿題というか、そういうような問題としてとらえるべきものかなと思います。

それから、もう一つは、これこそ規制緩和にかかわるものですが、指定制度から登録へとありますよね。そのところでわからないのは、全体の国の動きが規制緩和、だから、指定制度から登録制へ動くように書かれているんですが、それによってどういうメリットが起こるのかということを、もうちょっとこの中で明示的に書いた方がいいのではないかと思うんです。つまり、ここの書き方が、全体の流れがそうだから、こっちもやるんだよというようなニュアンスに取れるんですけども、そうではなくて、指定制度から登録制へ変わることによって、水質検査にかかるコストがどうなるかとか、あるいはスピードがどうなるかとかいろいろメリットがあると思うんですが、そういうようなことを書いていくという書き方をなさった方がいいかなというふうに思いました。

それから、最後に、10ページから11ページところ「今後の審議スケジュール」というのがあるんですが、これは今日以降の流れだと思うんですけども、ちょっと気になったのは、第9回に水質管理専門委員会の報告案という取りまとめがあって、11ページの表を見てみると直ちにパブリック・コメントに掛けるような書き方をしておるわけですが、9回とパブリック・コメントの手続との間に、この水道部会というか親部会はないんですか。ないのはちょっとおかしいのではないかというふうに思うんですけども。

以上です。

○眞柄部会長 いろいろと有益な御意見をありがとうございました。

最後の部会をどのタイミングで開くかということについて、事務局から回答をお願いします。一応、専門委員会の報告がまとまって、パブリック・コメントを出す。パブリック・コメントが戻ってきて専門委員会報告がまとまる。今のスケジュールだと、この後に部会を開いて専門委員会報告を議論していただいて、一般的に言うと、その結果をもう一回パブリック・コメントを出して、またということにもなりかねないのでという御趣旨だと思いますが。

○岸部水道水質管理官 わかりました。その意味では、部会が必要だと今御指摘をいただきましたが、これは本部会でお決めいただきて必要だと言っていただければ、事務的な準備をさせていただきたいと思います。

○眞柄部会長 私も部会委員の御賛同が得られれば、専門委員会報告がまとまってパブリック・コメントを出す前に、部会でもう一度練っていただきまして、といいますのは、今日の段階でもお気づきになったと思うが、従来の水質基準の枠組みとかなり違っていますので、専門委員会報告の案がまとまった段階で部会を開催させていただきまして、部会の委員から御意見をいただきて、それを再度取りまとめた形の案をつくってパブリック・コメントを出すというようなことを考えさせていただきたいと思いますので、水道課の方ともう少し相談させていただきたいと思います。

それ以外に、何かございますか。

○松井委員 水質検査の技術革新の問題をここで触れられていましたね。これは非常に重要で、このことはコスト整備の問題にも勿論なるし、それから、問題となっている農薬の全部の項目はできないけれども、どうやってそれに対して機動的にやるかということと密接に関係すると思うんです。ここで、非常に悩ましいのは、いわゆる公定検査法を義務付けますと、検査手順が全部決まって固定されてしまいます。ところが、現実には分析技術がどんどん進歩しています。そういうところから、ちょっと御提案があるんですけども、農薬について公定法で測らなければならないというのが現実にあるし、それを増やす覚悟になるだろうと。だけれども、同時に、例えば先ほどありました外注、検査機関に任せますと、検査機関が優秀な機関を持っておりますと当然一斉に測れて、かなりの部分がカバーできますね。それは、いわゆる基準ではないけれども、こういう農薬が使われていますよという程度の情報を常に開示するというやり方ならば、先ほどおっしゃったように、上流側の農薬を使っている農業者的人に喚起するという意味で、私はそういう働きができる

と思うんですよ。

一方で、この技術革新という問題は物すごく大事でありますて、島津製作所のノーベル賞を受賞された田中さんではないですけれども、日本の分析会社をもっと後押ししないと常に負けているんですよ。なぜかというと、結局こういう機関を使わないから公定法で決めてしまって、古いクラシックな方法しかだめだと。新しい技術が出てもそれを適用しないわけですね。それで負けてしまっているんですよ。環境とか水の問題は物すごく大事ですから、当然、日本の技術をどんどん後押しするという意味も含めて、まさにここに書いてあるように、弾力的な技術革新を取りながらやっていくということを考えていかなければいけないと思うんです。

○安藤委員 全くそのとおりですし、反論する何ものもないんですが、現在の水質検査というのは確かに部長通知という形、これは、なぜそういうふうになったかといいますと、小回りがきく体制にしたいということでそうなっているわけですね。つまり、技術革新に伴ってすぐ試験法を変えたいということでなってきたということなんだと思います。これから省令法という形で1つの固まりができてしまうということになると思いますから、当然我々はそれで新しい技術というものを今回盛り込もうということでやっているわけですが、それだけではやはり不足するだろうと。どんどん進歩するということから、そうではないものをどうやって担保しようか、そのシステムをつくらないとまずいなということで、ここに2~3行書かせていただいたということでございます。全くおっしゃるとおりかと思います。

○原委員 さっき私は次回以降と申し上げたんですが、佐々木委員の方からパブリック・コメントの前にこの部会を開けという話がありました、まさにその点に関してなんですが、私どもも水循環の中の一端を担っているわけでございますので、部会をやる前にできるだけ早目にこういう資料をお渡しいただいて、事前に勉強させていただくということがどうしても必要になるだろうと思います。是非よろしくお願ひいたします。

それから、もう一つ、佐々木委員のおっしゃった点で、水道栓の切り口でしか見ていないのはおかしいではないかという話で、資料の中に世界水フォーラムの話も入っておりましたが、原水を探る位置の問題、よく金町浄水場の問題が出ますが、そういう水資源全体の中で、水道の栓の出口のところで切り取って物事を見ていく、その観点から、原水を探るあるいは全地球的な水循環の中でどういうことをやっていくのかということも、考えいかなければならない部分だろうと思うんです。東京で言えば、東半分と西半分でコーヒーの味が違うという話がありまして、我々の業界でもそういう関心があるわけなんです。

後で御説明があるのかなと思って言わなかったんですが、世界水フォーラムについて、プライシングの話が随分 OECD などでは話題になっているようなんですが、その辺も含めて世界水フォーラムで、水道という観点から見てどういう議論がなされているのか、これからどういう議論を仕掛けていくおつもりなのかという点について、御紹介をいただければと思います。

○眞柄部会長 では、水フォーラムのことについては、後ほど事務局から御報告いただくことにしたいと思います。

○佐野委員 すみません、よろしいですか。規制緩和が進む中で、今回登録制になりますと事業者同士が競争することになりますね。うまく競争が働けばいいんですけども、果たしてそうなるかどうかというのはきちんと監視する必要があるし、何か起きた場合に、その人たちをどうするのか、登録を抹消するのか、そこまできちんとやっていただきたい。

それから、HACCP はいいことですけれども、雪印乳業は HACCP をやっていたのにあれだけの事件を起こしました。ですから、登録するだけではなくてやはり中身をきちんと見ていかないと、幾らシステムばかりつくっても何もならないというところを一つ検討していただきたいと思います。

○眞柄部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど原委員がおっしゃられた原水の関係については、とりあえずは今日の議題であります水質管理専門委員会のこととは関係はしておりますけれども、主たるものではございませんので、水道部会はある意味では継続性がある部会でございますので、水道全体の在り方を議論する際に、そういうことも今度は議論の対象にするということにさせていただきたいと思います。

今日、御議論いただきました水質管理専門委員会の進捗状況について、現在専門委員会で検討しております内容について御報告をさせていただきました。いろいろと有益な御意見をいただきまして、ありがとうございます。基本的に要するに、水質基準の在り方を従来の一律的なものから地域や水道事業体の特性に応じて柔軟に運用するということについては、御理解をいただけたと存じます。

それから、基準の設定のことにつきましては、基本的には暴露の割合がわからないものについては、10%とすることでいいだろうと。しかし、基準を設定する際に、例えば農薬のように流域で使用されている化学物質、そして、それが水道原水に入り、処理の過程をすり抜けて浄水に入るようなものについては、どのような基準と監視の体制を整えるべきかということについては、もう少し検討するようにという御意見をいただいたというふう

に考えております。

それから、34条の登録機関あるいは水質試験の20条の指定検査機関が登録制度に変わることに伴って、どういう事象が発生する可能性があるか。そして、その登録された機関の行っていることをどうチェックしていくかということについても議論をするべきであるという御意見をいただいたと存じます。

専門委員会の委員長の立場として、これまでの議論の過程では、ISOやGLPのルールを参考にして、水道事業体が行っている水質管理あるいは検査機関の検査の業務の一つ一つについてドキュメント化をして、そして、ユーザーから公開を求められたときに公開できるような制度を確立したいというふうに考えて作業をしてまいりました。今日もそういう点について、もう少し明確にするようにという御指摘をいただきましたので、専門委員会の報告書には、要するに、アカウンタビリティをどう確保するかということについて報告書の案の中に盛り込むよう努力をしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○岸部水道水質管理官 1点だけ補足させていただきます。先ほどの登録制度の関係でございますけれども、佐々木先生から御指摘のありました登録制度への移行が前提のような書きぶりでございますけれども、これは御説明が遅くなりましたが、昨年度末、今年3月の閣議決定の中で、政府でこれこれの項目については登録制度に移行すると。その上で、法改正をした上で移行するということが前提にあったものでございますので、そういう形になったろうかと思います。

それから、あとその改正につきましては、次期通常国会での登録制度への改正ということが予定されております。

それから、佐野委員からお話がありましたとおり、登録基準の明確化、それから、その登録の取消し基準、あとは登録後の報告調査、立入検査というのがシステム的に仕組まれることになろうかというふうに思っております。

以上、御説明でございます。

○眞柄部会長 それでは、その他で、参考資料が幾つか御準備をされております。先ほど原委員からは、水フォーラムの関係のことについて御質問もございましたので、それも含めて参考資料等について事務局から御説明ください。お願いします。

○谷津水道課長 それでは、私の方からかいつまんで御説明を申し上げます。

まず、参考資料1でございますが、これまで水資源開発公団と呼ばれておりました特殊法人がございますけれども、大都市圏の水道水源として所要の事業をやっておる機関であ

りますが、それが特殊法人の整理合理化という中で、独立行政法人化するという動きがございまして、先ごろ独立行政法人水資源機構法が成立いたしまして、来年 10 月以降、独法化が実現されるということになりました。

ポイントでございますが、1 ページの四「業務の範囲」の(1)をごらんいただきますと「水資源の開発又は利用のための施設の新築（水の供給量を増大させないものに限る。）」ということで、新規の水源開発は、この独法の下で行わないということが法律的に明定されております。

次に、参考資料 2 でございますが、平成 15 年度の水道関係予算の御報告でございます。これは、あと 30 分後ぐらいに内示がされるということでございますので、予算要求は過去の話になりつつあるわけですが、1 番目の「概算要求の内容」というところをごらんいただきますと、まず「水道施設の整備」ということで、水道施設整備費が公共事業の予算の範疇で実施をされております。区分のところに水道施設整備費、簡易水道、上水道とございまして、平成 14 年度が 1,550 億円余り。これに対して要求額として 1,800 億円余り。対前年度伸び率で 116.4% という予算を財務省に対して要求いたしております。

2 番目で「水道水源水質対策の推進」ということでありますが、大きく水道関係の予算は公共事業費と非公共事業費に分かれておりまして、2 番目はいわゆる行政経費のようなものでございます。1 番目が、未規制物質等基準化の検討ということでございます。この審議会の御答申を踏まえて、Rolling Revision ということで、機動的にこれから水質管理を進めていくと。その基礎になる予算であります。

水道水源の水質保全対策につきましても、所要の予算化をしてございます。

5 番目でございますが、厚生科学研究費補助金をちょうどいいとして、先ほど御指摘のございました健全な水循環という観点での研究を進めることにしてございます。

1 枚開けていただきまして、厚生労働省分の予算ということになりますが、冒頭、簡易水道の整備近代化ということで、まだ未普及地域が残っておりますし、施設の老朽化も進んでいるということで所要の予算。

2 つ目の四角で「安全で安心できる生活を支える水道の整備」ということで、高度浄水処理施設の整備推進に取り組んでいるというわけであります。

3 ページの一番上の(2)をごらんいただきますと、先ほど水質管理のための水質検査の初期投資はどういう形でやっていくのかということですが、この公共事業費の補助制度の中で、複数の事業体が共同で水質検査を行うというための施設整備という点につきましては、所要の予算措置をしておるところであります。

それと地震・渴水対策ということが柱になっております。

以上が予算でありまして、次に参考資料3であります。来年4月から鉛について水質基準が施行されるということになっております。これに伴いまして参考資料3は、水道施設の技術的基準ということで、鉛に関する所要の基準を定めて省令を整備したということであります。

2 「改正の概要」のところをごらんいただきますと、薬品等に含まれるケースも想定されるわけでございまして、薬品等によって付加される物質のケース、それと、水道用資機材から溶出するという場合の基準というものを定めたわけであります。

次に、参考資料4でございますが、給水装置の構造及び材質の基準というのも省令で定めておりまして、これも末端の給水装置で鉛を含むようなケースも実際にございますので、そういうものに対応するための基準を設定したというわけであります。

ちょっと足早で恐縮でございますが、参考資料5をごらんいただきますと、平成14年度の水道事業者等の立入検査の結果であります。規制緩和の中あるいは地方分権の中で、水道の認可権限あるいは機関委任事務の廃止というものがございまして、厚生労働大臣が直接認可を行うという事業体が全国で約500弱ございますが、その事業体につきましては、厚生労働省が直接立入検査をするというような仕組みになってございます。

2のところでありますが、年間の計画という中で、おおむね5年間ですべて立入検査を一巡させようという前提で進めております。

5番目に対象事業者数の表が出てまいりますが、平成14年11月の時点で対象事業者470ございます。今年度は104事業者について立入りを実施したというわけであります。

結果の概要が2ページ目に表になって出てまいりますが、立入りをいたしました104の事業体のうち47の事業体につきましては、文書でもって改善の指導を行っております。指導の内容につきましては、認可手続あるいは布設工事の監督、水道技術管理者の業務について、あるいは水質検査について、健康診断、衛生上の措置、その他というかなりの率で指導をしておるというのが実態であります。

これにつきましては、改善の措置の報告を求めて実際に措置が講じられておるということであります。

最後のポイントでありますが、先ほど御指摘いただきました第3回世界水フォーラムについて御説明を申し上げます。参考資料6の1のところでございますが、この水フォーラムというのは世界水会議の提唱によりまして3年に1度ということで、来年3月、京都を中心に滋賀県から大阪に至る琵琶湖・淀川流域で開催されるということになっております。

2行目の後半から『一般市民、N G O、学識経験者、企業、行政担当者などが集まって議論を行う「フォーラム』とありますが、これは非常にさまざまな利害関係者が集まつた議論の場というものですございまして、もう一つが、関係国政府の閣僚等が討議をする閣僚級の国際会議、これが2つ目でございまして、これは政府間の会合でございますので、私も参画しながら今準備を進めております。

3番目が展示会・イベント、水のえんという3つの大きなイベントの固まりがございます。

1枚開けていただきまして、「21世紀は水の世紀」などという言葉がよく言われておりますけれども、国際的な水関係の動きを振り返ってみると、1977年アルゼンチンのマルデラプラタ国連水会議を皮切りに、1992年のダブリンなどが開かれて、今年ヨハネスブルクで国連のサミットが開かれたというのは御案内のとおりであります。1992年以降1997年の第1回、2000年の第2回という形でフォーラムが開催されておりまして、そういう流れで第3回。したがって、全体の流れを振り返ってみると、今回のフォーラムの1つのテーマは、ヨハネスブルクサミットをどういう形でフォローアップして、これを具体的な行動に移すかということでございます。

4ページ目に全体のスケジュールが示されてございます。水については、テーマのところをごらんいただきますと、16日、17日、京都というところで、上から2つ目に水供給、衛生、水質汚染という枠がございます。ここが主要な討議の場ということでございまして、水道関係でも水道技術研究センターあるいは保健医療科学院が主催する会議が予定されています。

それと、水と自然などがございますし、21日のところをごらんいただきますと、水施設への資金調達で、先ほど御議論がございましたプライシングなどの議論もされる予定になってございます。プライシングにつきましては、基本的にはフルコスト・プライシングという議論が国際的にやられているんですが、そうなった場合に、補助制度というのをどういうふうに位置付けるかという辺りがポイントになってまいります。

閣僚会議は下の方から2番目の枠ですが、22日、23日の土日に京都で開催されるということになっております。

5ページをごらんいただきますと関係省庁の名簿ということで、実は非常に幅が広いということで、9省庁体制で今取り組んでおります。

6ページでございますが、先ほどのそれぞれの利害関係者が集まつたフォーラムでございますけれども、橋本元総理を会長にそれぞれの代表者にお集まりいただきましたよう

実行委員会が結成されておりまして、これも今週にも実行委員会が開かれたということで、活発に今、準備が進められているということあります。

以上でございます。

○眞柄部会長 ありがとうございます。

一連の資料の説明をいただきましたが、どれについてでも結構でございます。御質問や御要望がございましたら、どうぞお出しください。

○大井田委員 8月1日前後のマスコミ報道で、この部会が結論を出す前に決まったような報道が幾つか見受けられたんですけども、それは事務局に言ってもしようがないことなんですが、よく読むと何となくごまかしているというか、あたかも規制緩和が全部決まっていてこうなりますという感じが見受けられたんですけども、これはちょっと感想だけ。答えを求めるわけではないです。結論が出るには順序があるような気がするんだけれどもと思いました。

○谷津水道課長 一言だけ言いますと、政策決定プロセスの透明化とか公開という議論がございますので、この審議会も公開の中で開かせていただいておりますので、いろいろ受け取り方が出てくるというのはある程度避けられないということもあるかと思いますが、そこは私どもも注意できる範囲でやらせていただきます。

○眞柄部会長 ほかにございますか。

○佐野委員 この水道事業者の立入検査というのは、104事業者のうち文書指導47事業というのはすごい率だと思うんですけども、これは通常こうなんですか。これで規制緩和して大丈夫なんですかというのが疑問になってきたんですが。

○谷津水道課長 これは基本的に規制緩和とは直接はリンクしていなくて、むしろ国が直接立ち入ってすべてをチェックするという仕組みは今現にあるわけで、これを緩和しようとしているわけではございませんので。

○佐野委員 私が言っている意味は、実際今までえこれなのに登録制になったらもっと入り口の幅が広くなりますよね。事業者の数も多くなるし、競争ができる。そういうことをやってこんなに率が悪いのに大丈夫なんですか。

○谷津水道課長 これは、いわゆる水道局を立入りしております、先ほどの登録という議論は水質検査機関の議論ですので、ちょっと相手が違っておりますので、そこだけ御確認をいただきたいと思います。

○佐野委員 でも、水道事業というのは、この程度というのは申し訳ないですけども、毎年こういう感じなんですか。指導なさっている率というのは。

○谷津水道課長 こういう形でやり始めたのは最近のことのございますので、私どももこの結果につきましては、それなりに注意を今後要するのではないかというふうに考えておりまして、結果も含めて厚生労働省の水道課のWebサイトにこういうデータを公表しまして、全国の事業体なりあるいはこれは1万1,000ある水道事業体のうちの四百幾つかということでございますので、大部分の水道事業体の立入検査なり管理の状態というのは、地方分権の結果、都道府県に委ねられていると。したがって、都道府県の水道担当部局の注意も併せて喚起をさせていただきながら、今後、管理レベルの向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○眞柄部会長 ほかにございますか。

○大井田委員 柔軟な運用というのは非常にいいことだと思うんですけども、過ぎてはよくないのではないかということだけ一言。

○眞柄部会長 いろいろありがとうございました。

委員長ですけれども、一言口を挟ませていただきます。今の立入検査についても、それから、今、大井田さんが言われた柔軟な運用についても、言うなれば民間の企業がおやりになっていらっしゃるように、株主総会で株主に行っている事業を正しく説明できるような資料の準備が、これまでされてこなかったということだと思います。柔軟な運用ということは、いかなる理由によって柔軟な運用を行えるようにしたかというドキュメント、エビデンスがないとできないというのが、先ほど担当からお話をあったと思いますが、まさにこれまで、例えば水質検査の機関で、指定検査機関ですから、指定されたらもう終わりなんですね。あとは何をやってもという感じだったわけです。ところが、登録制度になつたり、あるいはISOになつたりすると、毎年1回必ず第三者のチェックが入る。それで、きちんとやっているということが見えるようになる。私は、それが大事だと思っていまして、だから、柔軟な運用というのは、もういいよというわけではなくて。

○大井田委員 言葉は悪かったですけれども、根拠に基づいた運用と。

○眞柄部会長 だから、そういう意味で、参考資料5のところで事業者の立入検査をして、こんな結果だったということではあります、こんなことを言うのはあれですが言いましょう。要するに、時代遅れだと。

○遠藤委員 今の関係で、事業体の立場からも若干説明しておいた方がいいと思いますが、全体470のうちで水質問題が一割の47もあったというふうにはとらえないでいただきたいということです。現場サイドから申しあげますと、原水がいいところは多分それほど心配することはないだろうということで、安易に流れるケースがあるし立入検査の指摘は事

業運営全体に及んでいます。原水が悪い、例えば下流にあたる都市部で、こんなことをやっていたら住民の要請に対応できません。今の住民は飲んだときの味がおかしいとか、においがするというとすぐに苦情の電話をよこしますし、新聞等のニュースにもとりあげられます。立入検査の指摘が、全て水質に問題があるというような誤解をされないようにお願いします。

○眞柄部会長 だから、いいというわけではないんだから。

○遠藤委員 それはそうですけれども、一般的な傾向ですね。

○眞柄部会長 だから、こういうところが逆に言えば省略してもいいとか、そういうことがこれまでの制度では許されていなかったから、今度はそれを、大井田先生が言われた柔軟な対応ができるようにと。

○松井委員 すみません、前のとき発言するべきだったんですけども、今日、委員の方でお医者さんがおられますから是非ともお聞きしたいんですが、心配しますのは、微生物の基準の中で抗生物質耐性菌の問題が全然出てこないんですね。この点はどうなるのかと。お医者さんの方が逆に抗生物質を使い過ぎて問題を起こしているとか、あるいはそれこそ畜産関係でかなりの抗生物質を日本では使っていますね。ところが、ヨーロッパでは畜産関係の抗生物質はやめ始めました。そういう意味で、農業関係の方でまさにレスポンシブル・ケアをやっているわけです。この点は、今回は全然文章では出てこないので、恐らく作業部会で議論されてきていると思いますので、発言だけさせていただきます。

○眞柄部会長 ありがとうございました。お話はよくわかっておりますので。しかし、抗生物質の話はあるかもしれません、お医者さんは再研修をやっているんですよ。でも、水道事業の技術管理者は再研修が公式ではないですからね。だから、例えば、技術士も最近は研修の履歴を出さないといけないでしょう。だから、そういう意味では、これからこういう水道の分野でも、やはり技術者の再研修だとか技術管理者の再研修だとか、あるいはISOで事業がきちんと行われているかどうかというのは第三者が入って助言をするとか、そういうのがやはり必要なんですよ。

○松井委員 ちょっといい機会だったので、質問させていただきました。

○眞柄部会長 でも、抗生物質耐性菌だけれども、それが塩素で耐性があるとは限らないですね。だから、むしろ水道にとって問題なのは、塩素に耐性があるクリプトだとか、幸いにして症例が1年に1例あるかないかのアメーバの問題だとか、そういうことの方がむしろ問題で、でも、安心して飲んでもらえる水道水を皆さん方でどうしたらいいか、また、次回も御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、今日はどうもありがとうございました。